



国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005
善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより保険料の納付が全額、または一部免除されます。

納付の一部免除を受けたときは

控除証明書専用ダイヤル
☎0570-058-555

受付期間は3月16日(月)まで
月～金曜日 午前9時～午後7時
第2土曜日 午前9時～午後5時
※祝日(第2土曜日を除く)は利用できません

国民年金保険料は全額所得控除されます
平成26年分の所得を申告する際、同年中に納めた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。該当する人には、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されています。証明書が届いていなかったり、紛失してしまったときは、次の専用ダイヤルにお問い合わせください。

社会保険労務士による無料年金相談

- 日時 2月10日(火) 午前10時～午後3時
- 場所 三豊市役所西館
- 持っていくもの 年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必要です。
- 問い合わせ 街角の年金相談センター ☎087-811-6020 高松(オフィス)

不審な電話や訪問に注意しましょう
一部免除を受けた人は、免除されなかった残りの保険料を納期限までに必ず納めなくてはなりません。納付を怠ると保険料の未納期間となりますので、ご注意ください。
全国各地で、社会保険庁や年金事務所などの職員と称して現金を詐取したり、銀行の口座番号を聞くといった不審な電話や訪問が相次いでいます。怪しいと感じたら、善通寺年金事務所か警察に連絡してください。



税務署からのお知らせ

▶問い合わせ 観音寺税務署 ☎25-2196
国税庁ホームページ www.nta.go.jp

確定申告はお早めに
平成26年分の所得税および復興特別所得税の確定申告期間は
2月16日(月)～3月16日(月)
です。還付申告は2月15日(日)以前でもできます。ただし、土・日・祝日は税務署での相談および申告書の受け付けはできません。
納付の期限は
現金納付の場合 3月16日(月)
口座振替日 4月20日(月)
です。
また、平成26年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告は、申告・納付とも3月31日(火)が期限となっています。口座振替の場合は4月23日(木)が振替日です。
確定申告の期限間近になると、申告相談会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。申告書は自分で作成し、早めに提出しましょう。
なお、平成49年分までは、所得税とあわせて復興特別所得税を申告・納付することになっています。還付申告も含め、申告書を作成する際には、必ず「復興特別所得税額」欄もご記入ください。

e-Taxを使うと申告も納付も便利に
e-Taxは、インターネットで国税に関する申告や納税などの手続きができるシステムです。
e-Taxを使うと、税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成し、自宅やオフィスなどからネットで提出(送信)できます。3月16日までは、24時間いつでもe-Taxの利用が可能です。
また、医療費の領収書や源泉徴収票などの添付書類を省略できるほか、還付が早いなどメリットがたくさんあります。ぜひ、ご利用ください。
※e-Taxを利用する際には、電子証明書の取得やICカードリーダーの購入など、事前準備が必要です。

にせ税理士にご注意を
税理士または税理士法人の資格を持たない人が税務書類の作成や具体的な税務相談を行う、いわゆる「にせ税理士」にご注意ください。
にせ税理士行為は、税理士法に違反します。このような行為を見つけた場合は、観音寺税務署までご連絡ください。



補助金の実績報告をお忘れなく

▶問い合わせ 田園都市推進課 ☎73-3011

「住宅リフォーム補助金」「若者の住宅取得補助金」「空き家バンクリフォーム補助金」のいずれかを申請し、交付決定を受けている人は、補助金額を確定するために年度内に工事を完了し、実績報告を提出後、審査を受けなくてはなりません。3月中旬までに、必ず報告をしてください。
なお、それまでに工事が完了しない場合は、田園都市推進課までご連絡ください。
※「若者の住宅取得補助金」の対象者は、建物の保存登記日から3カ月以内に、必ず報告してください。



要介護4、5の認定を受けている人へ

▶問い合わせ 介護保険課 ☎73-3017

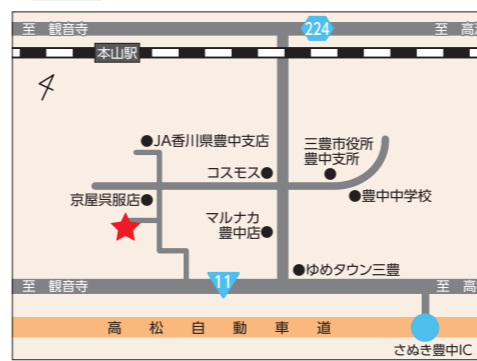
平成26年分の所得を申告する際、身体障がい者福祉法による障がい者認定を受けていない人でも、前年の12月31日時点において要介護4または5に認定されている人は、障がい者控除および特別障がい者控除の対象となります。
該当する人は、確定申告の際に「三豊市障がい者控除対象者認定書」が必要です。介護保険課または各支所で申請をしてください。なお、申請書は市のホームページからもダウンロードできます。



市有財産の売却について

▶申し込み・問い合わせ 管財課 ☎73-3003

所在地 三豊市豊中町山甲字国繁1091番9
地目 宅地 地積 294.35㎡(実測)
売却価格 4,183,000円



所在地 三豊市仁尾町仁尾字江尻丁152番7
地目 宅地 地積 262.96㎡(実測)
売却価格 2,419,000円



申し込み期限 3月31日(火)
市が所有している次の土地を、公募により売却します。購入を希望する人は管財課までお問い合わせください。